特集

基幹運動「非戦平和」の基本姿勢を具体化

「宗令」を発布

戦時下の「ご消息」は「依用しない」

宗門の「戦争責任」を明確に

宗令第2号

このたび、宗門が1931（昭和6）年から1945（昭和20）年にいたるまでの15年にわたる先の戦争に関して発布した、消息・直諭・親示・教示・教諭・垂示などは、今後これを依用しない。

2004（平成16）年5月24日

門主　大谷光真
総長　不二川公勝
総務　松原功人
総務　出口湛龍
総務　竹田空尊
総務　速水宗譲
総務　下川弘暎

宗告第8号

このたび、2004（平成16）年5月24日付発宗令第2号による、「宗門が1931（昭和6）年から1945（昭和20）年にいたるまでの15年にわたる先の戦争に関して発布した消息などは、今後これを依用しない」とする主旨をふまえ、また「聖徳太子奉安様式」制定にかかる達示及び「聖教の拝読並びに引用の心得」通達にかかる総局の対応を明らかにするため、ここに別紙のとおり「宗門における戦後問題への対応に関する総局見解」を告知する。

2004（平成16）年5月24日

総長　不二川公勝
総務　松原功人
総務　出口湛龍
総務　竹田空尊
総務　速水宗譲
総務　下川弘暎

記者会見で内外に発表

5月24日

記者会見で「宗令」「宗告」について発表する不二川公勝総長㊧と出口湛龍総務（5月24日）

宗門は、基幹運動推進の一歩として「非戦・平和の願い」実現のために五月二十四日、十五年にわたる先の戦争に関して発布したご消息などを「今後これを依用しない」とする「宗令」と当時の「達示」等に関しての「宗告」を発布、不二川公勝総長（基幹運動推進本部長）、出口湛龍総務（同副本部長）が記者会見を行い、広く社会に発表した。

宗門は戦後、本山及び大谷本廟において「戦没者追悼法要」を勤修、一九八一（昭和五十六）年から国立千鳥ヶ淵墓苑で「全戦没者追悼法要」を毎年つとめるなど戦没者の追悼と非戦平和への取り組みを続けている。

また、終戦五十年の高まりを見せる中、九三年から九五年にかけては全教区において、九五年には本山において「終戦五十周年全戦没者総追悼法要」を営み、ご門主はご親教で「省みますと、私たちの教団は、仏法の名において戦争を肯定し、あるいは賛美した歴史をもっております」「宗祖の教えに背き、仏法の名において戦争に協力していった過去の事実を、仏祖の御前に慚愧せずにはおれません」と述べられた（全文・6面）。今回の発布は、「戦争責任」をさらに明らかにするものである。

宗門は、これらの課題への取り組みを継続させつつ、社会構造や価値観が激しく変化する現代社会にあって一層の基幹運動推進を目指す。

「宗告」を発布

○「聖徳太子奉安様式」を定めた達示（1939年に発布）

○「聖教の拝読並びに引用の心得」に関する通達（1940年に発布）

「失効」を明確化

「宗令」は、「柳条湖事件」が起こった一九三一（昭和六）年から四五（同二十）年の敗戦までの十五年にわたる戦争の期間に出された六十通の「消息」「直諭」「親示」などを、「今後は依用しない」とするものである。

これは、このような文書が、国策としての戦争に協力するものであったことを認め、慚愧の対象として、全てのいのちを尊ぶ宗門としての取り組みである。

「宗告」は、三九（同十四）年に発布の「『聖徳太子奉安様式』を定めた達示」で別院や寺院の内陣に安置されている「聖徳太子御影」の安置場所についてそれまでは、向かって左余間に安置していたものを、聖徳太子が皇室につらなるものとして、〝上座〟である右余間への変更を示したが、これについては四七（同二十二）年に施行された宗門の最高法規である「浄土真宗本願寺派宗法」で、それ以前に制定された諸規則は「一年以内、その効力を有する」との経過措置がとられたことから四八年四月には「失効している」こと。また、四〇年に発布された「達示（聖教の拝読並びに引用の心得）」も同様に、四八年四月に失効していることをそれぞれ明確にしたものである。

この「達示」は、例えば『教行信証』の中の「主上臣下背法違義成忿結怨」の文は「主上」（天皇）を不敬の恐れありとして「空白トシ引用若クハ拝読セザルコト」とすること、あるいは聖教にでてくる「真影」は『影像』若クハ『ミスガタ』ト拝読スルコト」とするなど十三項目について、聖教の拝読や引用について通達したものである。

◇

「宗令」及び「宗告」は、二十四日午後一時すぎ発布され、記者会見が一時半から宗務所で開かれた。会見には、不二川総長と出口総務が臨み、京都宗教記者会の十二社が出席した。

総長、総務は発布内容や経緯を発表。「宗門がおかしてきたことに対して、深い反省のもと責任を果たすための行動であり、非戦・平和への取り組みを推進するための重要な一段階である」などと語った。

「戦後問題」検討委員会が答申

「宗令」「宗告」発布に至った経緯

全教区で順次、「終戦五十年全戦没者追悼法要」が営まれ、一九九五年四月に本山においても勤修された後、同年七月に「戦後問題」検討委員会（委員長＝赤松徹真龍谷大学教授）が設置された。その目的は「戦争に関わる教団の諸事実を直視して、教団の『戦後問題』として今日の教団に関わる諸課題を明らかにする」ことであり、六カ月に及ぶ検討を重ねて翌九六年一月に答申を行った（答申の抜粋後記）。

この答申を受け、二〇〇三年十二月に宗門戦後問題検討委員会（委員長＝木下慶心宗会議員）が設置され、答申書に提示された八項目の課題について協議を行った。すでに対応されているものもあるが、その中で今日的に重要な課題となっている▽戦時下に発布した「ご消息」等の取り扱い（項目の二）▽一九四〇（昭和十五）年発布の「聖教の拝読並びに引用の心得」に関する通達（項目の三）▽一[illegible]る。

宗門では、現在「アジア地域における伝道に関する専門委員会」（委員長＝園城義孝宗会議員）を設置して、九六年の答申（項目の六）に対しての取り組みを行っている。

◇

1996年1月24日「戦後問題」検討委員会答申の抜粋

当委員会は、今日教団に寄せられる期待に応えるにも、戦争に関わる「過去を清算」することが前提条件であり、したがって未来を開くためにも避けて通れない課題として、次のように答申するものである。

第一に、教団の戦争及び国家・社会との関係のありようを基礎づけてきた「真俗二諦」の教旨」の問題性を直視し、宗祖親鸞聖人のお心に立ち返ろうとする教学の営みを共有すべきである。そのことは、現実認識を国家にゆだねることなく、浄土真宗の立場に基づく教団の固有の現実認識を可能にし、私たちの社会的課題が明らかになる[illegible]り組むべきである。

第三に、お聖教の不拝読の「心得通達」は、教団の皇室及び戦争賛美に関わる過ちにほかならず、失効すべきである。

第四に、聖徳太子尊像安置をめぐる「達示」（「達示甲第22号」1939年9月30日付）は、宗祖の聖徳太子敬慕を「国体」護持の太子像へと変容するものであり、失効すべきである。

第五に、仏教婦人会・仏教青年会などの活動内容、そこでの「国体」護持・奉公を尊んだ「画一的な人間像」が、敗戦後においても継承されているのかどうかを検証し、現代の平和と人権に関わる多様な女性・青年・少年少女などの課題を関係機関が協議すべきである。

第六に、「海外開教」については、さきに親鸞聖人御誕生八百年・立教開宗七百五十年記念として『海外開教要覧』（1974年3月）が発刊されている。本書ではアジア太平洋諸国への「開教」を「開教使」の活動とともに無前提に美化・称賛し、民族差別が内在していた侵略戦争に加担したことへの反省がみられない。したがって、「海外開教」の全容を明らかにしつつ、関係機関は早急に新たな改訂版を発刊するとともに、アジア・太平洋諸国の人々との交流に取り組むべきである。

第七に、教団が自らの戦争協力に関わる史料を収集し、公表することにおいて、教団の戦争に関わる社会的責任を果たすため、「平[illegible]取り組みを強化すべきである。

私たちは、教団が以上のような諸課題を担い、実践することを通して、歴史的転換期の今日、教団に寄せられている期待に応え、教団のあるべき道を開いていかなければならないと考えるものである。

●用語解説

消息　教義の弘通のため、又はある事項について、ご門主の意旨を宣述するもの。

宗令　宗務の施行上特定の事項に関する一時的命令。ご門主の署名並びに総長及び総務の副署をもって発布する。

宗告　宗務の施行について告知するために、総長が署名して発布する。

昭和16年施行宗制

達示　宗制又は宗達の施行のため及び宗派秩序維持の目的を以って執行長が発布する。

宗門における「戦後問題」への対応に関する総局見解（全文）

このたび、宗務執行の責任を負う総局は、1931（昭和6）年から1945（昭和20）年に至るまでの15年にわたる先の戦争において、宗門が発布した消息・直諭・親示・教示・教諭・垂示・達示・通達・訓告及び訓示その他の法規的措置によるすべての事項について、御同朋の社会をめざした基幹運動の推進のために、真摯に過去の歴史に向き合い、問題解決に向け取り組んでまいりました。

ついては、本日、宗門の先の戦争にかかる責任を深く受けとめ、宗門内外に対して宗門が発布したこれらの文書の検証をもとに、その見解を明らかにするものであります。

一　戦時下に発布した「消息」などの取り扱い

二　1939（昭和14）年9月16日に発布（甲達第22号）の「聖徳太子奉安様式」を定めた達示

三　1940（昭和15）年4月5日に発布の「聖教の拝読並びに引用の心得」に関する通達

上記一の、戦時下に発布した「消息」などの取り扱いについては、国策としての戦争に協力するものであったことを認め、これらの文書を慚愧の対象とし、全てのいのちを尊ぶ宗門としてこれを依用しないことを広く宗門内外に周知するため法的措置を講じたものであります。

また二、三については、宗門の最高法規たる「浄土真宗本願寺派宗法」が1946（昭和21）年9月11日に発布、翌1947（昭和22）年4月1日に施行されており、その附則第100条において「本宗法発布以前に制定され、現に施行中の諸規則で、本宗法施行に際し、本宗法及びこれに基く諸規則に抵触しないものは、本宗法施行の日から1年以内、その効力を有する。」との経過措置が講じられました。

従って、これ以前の1886（明治19）年に発布された「宗制寺法」に基づく全ての諸法規は、遅くとも1948（昭和23）年4月1日には、全て失効しているものであります。

これらのことに関し総局として、宗門の今日までの「戦後問題」に関する取り組みの経緯をふりかえってみます。

戦後宗門は、大谷本廟において戦没者追悼法要を修行してまいりましたが、広く宗門内外に呼びかけ非戦平和の世界を願って、「第1回千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要」を国立千鳥ヶ淵戦没者墓苑で修行したのは、1981（昭和56）年9月18日のことでした。本年で24回を数えます。また、1982（昭和57）年3月、広島での安芸門徒総結集大会において、ご門主様より「平和を願う言葉」（平和宣言）が発表され、1991（平成3）年2月に招集された第225回定期宗会において、「我が宗門の平和への強い願いを全国・全世界に徹底しようとする決議」がなされ、宗門の戦争責任に対しての慚愧と、平和への決意が述べられました。

終戦50年を迎えるにあたり、1993（平成5）年より全教区において「全戦没者50年追悼法要」が修行され、1995（平成7）年4月15日には、本山において「終戦50周年全戦没者総追悼法要」が厳修されました。ご門主様は、ご親教において、「宗祖の教えに背き、仏法の名において戦争に積極的に協力していった過去の事実を、仏祖の御前に慚愧せずにはおれません」と、改めて宗門の戦争にかかる責任を明らかにされ、平和を求める念仏者としての決意を表明されました。

これを契機として本格的に「戦後問題」への取り組みが進められ、先の戦争に関わる教団の諸事実を明らかにし、諸課題を提示することを目的として、「戦後問題」検討委員会が発足し、1996（平成8）年1月24日、宗門として今日的に解決すべき諸課題を提示した答申が提出されました。

その後、2003（平成15）年4月から新たな基幹運動推進体制が確立し、基幹運動が推進される中、「戦後問題」検討委員会答申に述べられた諸課題に関する議論が宗会などでも取り上げられてきました。

その結果、2003（平成15）年12月15日、法規に基づく「宗門戦後問題検討委員会」が総局に設置され、今日まで多方面から慎重な議論が積み重ねられました。そして、その議論の合意として、次のような認識を共有することになりました。

戦時下における宗門は、政治の全体主義化・軍国主義化とともに厳しい法の統制を受けながら、国策としての戦争や国体護持に協力してきました。そのような状況下で、宗門は「消息」などを発布し、「聖徳太子奉安様式」達示、「聖教の拝読並びに引用の心得」通達が出されました。

それら一連の宗務的措置は、「世界の平和」、「東亜の安定」との大義を掲げ、アジア地域への侵略を行った戦争に協力したものでありました。

このうえは、「世の中安穏なれ」「仏法ひろまれ」との宗祖の遺訓を体し、過去の歴史への反省に立って、戦争のない平和な世界を築いていくため、世界中の人びととの交流と対話をとおして、非戦・平和への取り組みをさらにすすめていく所存であります。